

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 氏 名       | いの うえ ひろ まさ<br>井 上 裕 正    |
| 学位(専攻分野)  | 博 士 (文 学)                 |
| 学 位 記 番 号 | 論 文 博 第 409 号             |
| 学位授与の日付   | 平成 13 年 3 月 23 日          |
| 学位授与の要件   | 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当   |
| 学位論文題目    | 清代アヘン政策史の研究——アヘン戦争前における—— |

|        |                                          |
|--------|------------------------------------------|
| 論文調査委員 | (主 査)<br>教 授 礪 波 護 教 授 夫 馬 進 教 授 藤 井 譲 治 |
|--------|------------------------------------------|

### 論 文 内 容 の 要 旨

清代、道光19(1839)年4月、アヘン貿易を禁止するためカントン(広州)に派遣されていた欽差大臣林則徐がイギリス人を始めとする外国商人から2万余箱のアヘンを没収して焼却・処分したことを直接の契機に、イギリス政府は遠征軍を中国に派遣し、翌20(1840)年5月に清朝中国との間に、アヘン戦争(1840~42年)が勃発する。このアヘン戦争は一般に中国近代史の起点として、その歴史的意義を非常に高く評価されている。かかるアヘン戦争の歴史的意義を正當に理解するために、戦争の原因となったアヘン問題に対する清朝の対応、すなわち、清朝のアヘン政策を解明することは極めて重要な研究課題である。本論文は、アヘン戦争勃発に至る清代のアヘン政策史を解明するものであり、序章と終章のほか、全7章から構成されている。

まず「序章」では、アヘン貿易を含むイギリスの中国貿易について概観した上で、清朝のアヘン政策に関する先行研究を整理・検討した結果、従来の研究には克服すべき二つの問題があったことを指摘する。第一は、18世紀末に清朝がアヘン問題に本格的に取り組み始めてからアヘン戦争の勃発まで、アヘン政策には半世紀に近い歴史があるにも拘わらず、従来の研究は史料上の制約もあって、アヘン戦争直前の時期に集中してきたことである。本論文では、1992年末に天津古籍出版社から刊行された『鴉片戦争档案史料』全7冊を利用することによって、アヘン政策史の全過程を解明することができた、と述べる。第二は、先行研究のほとんどが、清朝が発布したアヘン禁令の〈変遷史〉を跡付けたにすぎず、アヘン問題に対する〈政策史〉は充分には解明してこなかったことである、と述べる。論者は〈アヘン政策史〉の研究を目指し、清朝のアヘン政策を〈外禁〉と〈内禁〉という二政策に区別する視点に立つ、と述べる。〈外禁〉とはアヘン貿易を禁止しようとする政策であり、〈内禁〉とは国内におけるアヘン関連行為、販売や吸引などを禁止しようとする政策である。

「第一章 「嘉慶元(1796)年アヘン外禁」説辨誤」では、「嘉慶元年アヘン外禁」説、すなわち嘉慶元年に清朝が〈外禁〉を実施したという説、の不当性を明らかにするとともに、そうした説が成立・流布した経緯も考察している。嘉慶元年当時の史料に根拠を見いだせないこの説は、1836年にカントン駐在のイギリス通訳官ロバート・モリソンが英訳した清朝官僚の上奏文の中の、アヘン禁令が発布されたとされる「嘉慶初年」を「嘉慶の第1年」、つまり「嘉慶元年」と誤訳した結果、誕生した。翌年、その誤訳を含む報告書がイギリス外務省に送られ、のち1840年にイギリス遠征軍の派遣(その結果、アヘン戦争が勃発)に関わる議会文書にも収録されることによって、この説が流布したことを考証している。

「第二章 嘉慶期前半の「外禁」政策」では、嘉慶期前半に実施された〈外禁〉政策を考察する。清朝は嘉慶四年(1799)年に初めて〈外禁〉を実施した後、嘉慶十二年、同十四年にも〈外禁〉を実施した。〈外禁〉政策が実施されたのは、当時、欧米船に開かれた唯一の港カントンであり、嘉慶十四年の〈外禁〉はカントンで欧米諸国との貿易をほぼ独占していた特許商人である行商の肩に重くのしかかった次第を論証する。また、嘉慶前半期の三つの〈外禁〉は、アヘン貿易を禁止しようという意図から積極的に実施されたというよりも、むしろ両広総督を始めとするカントン官僚の自己保身的動機から実施されたため、本来の目的をほとんど果たすことができず、かえって関係者によって恣意的に運用された可能性が強かった、と述べている。

「第三章 「外禁」優先と「カントン・アヘン」論の誕生」では、嘉慶後期から道光前期までのアヘン政策を考察している。この時期の清朝は、アヘン問題を「風俗人心」上の問題と認識し、嘉慶十八（1813）年にアヘン吸飲に対する刑罰を定めてからは、従来の〈外禁〉に〈内禁〉を併用することとなったとはいえ、〈内禁〉よりも〈外禁〉の方を優先していた。その理由は、欧米船の来航をカントン一港に限定して、そこでの貿易をカントン官僚と行商によってヒト（外国人）とモノ（輸出入品）の両面から管理する制度であった「カントン体制」にあったのであり、アヘンというモノを管理、禁止しようとする〈外禁〉が清朝によって優先されたのである。

また1820年ごろ、カントン官僚に不信感を抱いていた包世臣によって主張された外国貿易断絶論に対して、カントン官僚の程含章がカントン社会の利益を踏まえたアヘン論としての「カントン・アヘン」論を展開し、外国貿易断絶論を批判した状況を、論者は解説している。

「第四章 両広総督李鴻賓のアヘン政策論」では、両広総督李鴻賓がカントン官僚の責任を軽減するため〈外禁〉困難、〈内禁〉優先という「カントン・アヘン」論を唱え、それが一時的に清朝中枢部に承認された結果、清朝のアヘン政策は〈外禁〉優先から〈内禁〉優先に逆転して実施されたかと思うと、一年後には〈外禁〉優先に回帰し、新任の両広総督盧坤に〈外禁〉実施を厳命した次第を論証している。

「第五章 アヘン政策と「失察処分」問題」では、政策を遂行する官僚の責任問題の重要性に注意して、アヘン政策にかかわる官僚の「失察処分」、すなわち監督不行き届きに対する行政処分の問題を考察している。この処分は、道光三年に制定された『失察鴉片煙条例』以後、次第に強化・整備されていくが、法の整備とは別次元に属する現実世界では、それぞれの官僚が「失察処分」を回避しようとしてアヘン政策の遂行に積極的に取り組まなかった結果、清朝のアヘン政策は一層の有名無実化を余儀なくされた、と述べている。

「第六章 アヘン「弛禁」論」では、「カントン・アヘン」論としての「弛禁」論が上奏されるまでの経過、「弛禁」論の本質、「弛禁」論に対する批判を考察している。道光十一年なかごろにカントンで浮上し、呉蘭修によってまとめられた「弛禁」論は、カントンと密接な関係にあった阮元が中央政界で台頭する政治状況のなかで、阮元と親しくカントンとも縁が深い許乃済によって道光十六年に上奏された。しかしカントン官僚以外は厳しく批判した結果、「弛禁」論は挫折し、清朝のアヘン政策は従来どおり〈外禁〉政策を優先させることが確認された。

「第七章 「アヘン吸飲者死刑」論」では、道光十八年に黄爵滋によって上奏された「アヘン吸飲者死刑」論と、その後の「アヘン論議」を考察している。黄爵滋が問題視したアヘン吸飲者とは、諸改革を拒んでいる腐敗した官僚層の吸飲者であった。道光帝は「アヘン吸飲者死刑」論に対する意見具申を地方大官に命じたところ、地方大官29名中、21名が反対、8名が賛成であった。このことについて、反対の21名を「弛禁」論者とみなす従来の研究は誤りであり、反対者も含めて全員が「厳禁」論者であり、反対者の大多数は「外禁」優先の立場から、「内禁」論としての「アヘン吸飲者死刑」論に反対していたのである。要するに、「アヘン論議」を通じて、対立していたのは「内禁」論と「外禁」論であり、地方大官の圧倒的多数は当時、清朝が優先していた「外禁」政策を支持していた。論者はこのように断定している。

「終章 欽差大臣林則徐の「外禁」断行」では、湖広総督林則徐が欽差大臣に任命されてカントんに派遣され、「外禁」を断行する経緯について考察している。欧米諸国に対してカントン体制で臨んだ清朝は、アヘン問題に本格的に取り組み始めた18世紀末以来、アヘンというモノを管理＝禁止する「外禁」政策をほぼ一貫して優先してきた。こうした状況を確認した道光帝は「外禁」断行を決意したが、「外禁」断行を両広総督を始めとするカントン官僚には期待できないと判断した。というのも、かれらは自己保身のために「外禁」を唱えるだけで、積極的に対応しようとせず、道光十六年にはついに、カントン体制の再建のために「弛禁」論を唱えて、アヘン貿易の合法化さえ公然と提案しさえしたのである。そこで道光帝は、「外禁」断行の任務をカントン官僚ではなく、皇帝の名代としての欽差大臣に委ねることに意を決した。その欽差大臣に林則徐が起用されたのは、かれが「アヘン吸飲者死刑」論に賛成したからではなく、かれのアヘン問題に対する真面目で積極的な取り組み姿勢を道光帝が信頼したからであった。こうして欽差大臣林則徐がカントんに派遣されて「外禁」を断行した結果、アヘン戦争が勃発したのである、と論者は総括している。

## 論文審査の結果の要旨

一般に中国近代史の起点と目されるアヘン戦争（1840～42年）は、清の道光19（1839）年4月にアヘン貿易を禁止するためにカントン（広東）に派遣されてしいた林則徐が、イギリス人を始めとする外国商人からアヘンを没収して焼却・処分したことを直接の契機として勃発したものであった。

先年、その主役の詳しい評伝『林則徐』（1994年、白帝社刊）を上梓した論者は、その後、戦争勃発にいたる背景やその後の動向についても、明快な概説「アヘン戦争——朝貢体制の動揺」（並木頼寿／井上裕正共著『中華帝国の危機』の第2章、世界の歴史⑩、1997年4月、中央公論社）を書いた。その際、〈カントン体制〉や〈三角貿易〉、あるいは清朝のアヘン禁止政策における〈外禁〉と〈内禁〉の違いといった、独特の用語によって説明した。

たとえば、アヘンの禁止政策は大きく二つに分けることができる。一つはアヘン貿易を禁止するもので、アヘンの流入を水際で防ごうとする政策であり、仮に、これを〈外禁〉政策と呼ぶ。もう一つは、国内におけるアヘン関連諸行為、すなわちアヘンの製造・販売・吸飲、アヘン窟経営などを禁止する政策であり、これを〈内禁〉政策と呼ぶ、といった塩梅であった。その論者が、評伝や概説の根拠となる史料や論点を綿密に明示したのが、本論文であり、序章と終章のほか全七章からなる。

「序章」では、考察の前提となる、イギリスの中国貿易について概観した上で、清朝のアヘン政策に関する先行研究を整理・検討し、清朝のアヘン政策には半世紀に近い歴史があるにも拘わらず、従来の研究は史料上の制約もあって、アヘン戦争直前の時期に集中してきたことを遺憾とし、1992年に刊行された『鴉片戦争档案史料』全7冊を利用することによって、アヘン政策史の全過程を解明する、と述べる。また先行研究のほとんどが、清朝が発布したアヘン禁令の〈変遷史〉を跡付けたにすぎなかったことに嫌らず、〈アヘン政策史〉研究の次元まで高めたい、と決意を表明する。

論者は、清朝のアヘン政策史を究明するに当たって、〈外禁〉と〈内禁〉という、性格を異にする二政策に区別する観点をとった。〈外禁〉はアヘン貿易を禁止しようとする政策であるから、貿易の一方の当事者である外国に関係する可能性、ひいては外交問題化、戦争勃発の可能性を本来的にもつ政策であり、〈内禁〉はあくまでも国内的措置であるから、外国に関係する可能性は本来的になかったのである。

英語圏の文献にも造詣の深い論者の力量を最も発揮したのは、「第一章 「嘉慶元（1796）年アヘン外禁」説辨誤」であって、嘉慶元年に清朝が〈外禁〉を実施したという通説の不当性を暴露するとともに、その謬説が成立・流布した経緯も考察している。嘉慶元年当時の史料に根拠を見いだせないこの説は、1836年にカントン駐在のイギリス通訳官モリソンが英訳した清朝官僚の上奏文の中の、アヘン禁令が発布されたとされる「嘉慶初年」を「嘉慶の第1年」、つまり「嘉慶元年」と誤訳した結果、生まれた。翌年、その誤訳を含む報告書がイギリス外務省に送られ、イギリス遠征軍の派遣に関わる議会文書にも収録されることによって、この説が流布した次第を見事に考証した。この誤訳に基づいて英領シンガポールの新聞が「嘉慶元年アヘン外禁」説を掲載し、その新聞記事がカントンの林則徐のもとで中国語訳され、アヘン戦争後にこれらの資料を利用した魏源の著作に現れた経緯を丁寧に跡づけた。

「第二章 嘉慶期前半の「外禁」政策」では、嘉慶期前半に実施された〈外禁〉政策を考察し、「第三章 「外禁」優先と「カントン・アヘン」論の誕生」では、嘉慶後期から道光前期までのアヘン政策を考察した。そして「第四章 両広総督李鴻賓のアヘン政策論」では、李鴻賓がカントン官僚の責任を軽減するために〈外禁〉困難、〈内禁〉優先という「カントン・アヘン」論を唱え、それが一時的に清朝中枢部に承認された結果、清朝のアヘン政策は〈外禁〉優先から〈内禁〉優先に逆転して実施されたかと思うと、一年後には〈外禁〉優先に回帰した次第を手堅く論証している。

興味深いのは「第五章 アヘン政策と「失察処分」問題」であって、政策を遂行する官僚の責任問題の重要性に注意を喚起しつつ、アヘン政策にかかわる官僚の「失察処分」、すなわち監督不行き届きに対する行政処分の問題を説得的に考察している。

「第六章 アヘン「弛禁」論」では、「カントン・アヘン」論としての「弛禁」論が上奏されるまでの経過と、「弛禁」論の本質、「弛禁」論に対する批判を考察し、「第七章 「アヘン吸飲者死刑」論」では、道光十八年に黄爵滋によって上奏された「アヘン吸飲者死刑」論と、その後の「アヘン論議」を考察した。これらの章において論者は、「アヘン論議」を通じ

て、対立していたのは「内禁」論と「外禁」論であり、地方大官の圧倒的多数は当時、清朝が優先していた「外禁」政策を支持していたことを論証し、従来の研究が黄爵滋の提案を誤解していたことを明らかにした。

「終章 欽差大臣林則徐の「外禁」断行」では、湖広総督林則徐が欽差大臣に任命されてカントンに派遣され、「外禁」を断行する経緯について考察した。道光帝は、「外禁」断行の任務をカントン官僚ではなく、皇帝の名代としての欽差大臣に委ねることを決意する。その大臣に、黄爵滋の「アヘン吸飲者死刑」論という「内禁」論に賛成する林則徐が起用されたのは、林則徐のアヘン問題に対する取組み姿勢に道光帝が信頼を寄せていたからであった。〈果たせるかな、欽差大臣林則徐による「外禁」断行の結果、事態はアヘン戦争の勃発に向かって急展開していったのである〉というのが論者の結論であり、肯綮に中っている。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。

2001年1月22日、調査委員3名が試験を行った結果、合格と認めた。